

31.8-
758

文書質問書

2019年2月7日

伊賀市議会議長 岩田佐俊 様

伊賀市議会議員 宮崎 栄樹



伊賀市議会基本条例第9条第3号の規定に基づき、下記の通り、市当局の見解を伺いたく、文書質問致します。

廃棄物処理施設に関する協定書の規定に基づく協議について

平成14年7月27日に上野市花垣地区(甲)と上野市ほか4か町村環境衛生組合(乙)とが締結した廃棄物処理施設に関する協定書(以下、当該協定書)第4条「乙は、施設の運用について、本協定締結の日から5年経過後2年毎に甲乙協議するものとする。〔後略〕」の規定に基づき、平成19年7月17日に事前協議及び平成19年7月31日に協議が行われた。この協議において、当該協定書第8条「この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に改廃する必要性が生じた場合は、甲乙双方は誠意をもって協議するものとする。」の規定に基づき、当該協定書第4条中「2年毎」を「5年毎」に改める合意が得られ、平成19年8月23日に当該協定書の一部を変更する協定が締結された。その後、平成25年3月15日(平成24年度)には、当該協定書第4条の規定に基づき、伊賀市花垣地区と伊賀市長が「廃棄物処理施設に関する協定書にかかる協議確認書」を交換している。しかし、当該協定書第4条の規定に基づく協議が行われたのは平成24年度が最後で、平成29年度に「5年毎」とされる協議は行われていない。市当局は議員から協議が行われていない理由を問われると、平成29年7月10日に行われた「RDF化、焼却・発電事業の早期終結に係る説明会」(以下、当該説明会)がそれに該当するという意味合いの回答を繰り返し行うが(平成30年第4回定例会第3日9月11日一般質問議事録NO. 190及び平成31年1月15日議員全員協議会)、「説明会」と「協議」が全く性質の異なるものであることは言うまでもなく、また、当該説明会の議事録によれば、終了直前に参加

者が「今回は第一回目ということで、この先でいい方向性が見つけられたらと思う。」と発言していることからわかるように、当該説明会は当該協定書第4条の規定に基づく協議であるという認識で行われていないことが明らかである。すなわち市当局が地域住民との「協定書に基づく協議」の約束を反故にし、かつその理由を問う議員への説明責任を果たしていないということである。以上のことから、平成29年度に当該協定書第4条の規定に基づく協議を行わなかった理由を明確に示されたい。